

日本の死刑制度について考える懇話会（2024年6月17日）

## 犯罪被害者・遺族の権利保障のあり方 ードイツの制度を参考にー

滝沢誠（中央大学大学院法務研究科）

### 1 EU法とドイツ法の関係

#### (1) EU法

##### ・犯罪被害者の権利、支援、保護に関する最低基準に関する指令<sup>1</sup>

- ・この指令は、犯罪被害者・遺族（以下、両者を含め「被害者」という）に対する施策を人権問題と位置付け、EUの重要な政策の一つとしている。
- ・この指令は、被害者の権利として、理解する権利・理解される権利（3条）、情報入手の権利（4条）、通訳・翻訳を受ける権利（7条）、支援を受ける権利（8条・9条）、刑事手続において聴取を受ける権利（10条）、不起訴処分がなされた際の権利（11条）、法的扶助を受ける権利（13条）、刑事手続において加害者から補償を受ける権利（16条）、保護を受ける権利（18条）といった様々な権利を規定している。
- ・また、この指令は、**被害者の支援を受ける権利**として、当局と最初に接触した際に遅滞なく、医療支援、心理的支援を含む専門家の支援、代替的宿泊施設といった情報を受ける権利（4条1項a）、刑事手続の進行と関係なく無料で支援にアクセスする権利（8条1項）、無償かつ秘密遵守された支援を受ける権利（8条2項）、刑事告訴を義務づけられることなく支援を受ける権利（8条5項）等を規定している。そして、被害者支援団体の支援の最低基準として、損害回復、刑事手続に関する情報、助言、支援、専門家への紹介・支援、心理的サポート、二次・三次被害等の防止のアドバイス（9条1項）、危害が差し迫っている被害者のためのシェルターまたはその他の適切な暫定的宿泊施設の創設・提供、性暴力、親密関係にある暴力被害者等の特定のニーズを持つ被害者に対するトラウマ支援やカウンセリングを含む統合的な支援の創設・提供（9条3項）を求めている。

#### (2) 国内法化の義務

- ・EU構成国は、この指令をそれぞれの国の法制度に応じて国内法化する義務が課せられ、ドイツにおいては、法改正が行われている。
- ・EU構成国の被害者支援団体は、この指令に即した支援を行っている。

### 2 ドイツ法

#### (1) ドイツ法の特徴

- ・死刑の廃止（基本法102条）

---

<sup>1</sup> Directive 2012/29/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 establishing minimum standards on the rights, support and protection of victims of crime, and replacing Council Framework Decision 2001/220/JHA.

- ・罪刑法定主義の徹底（細かな構成要件及びより幅の狭い法定刑の法定）
- ・起訴法定主義、職権主義、被害者が訴訟主体として公判手続に参加できる制度
- ・開放的な行刑、保安監置処分
- ・きめ細かな立法（刑事手続における被害者の地位についていえば、1984年のドイツ法曹大会（Deutscher Juristentag）における報告と1986年の第1次被害者保護法立法<sup>2</sup>の制定、その後のEU法の国内法化も含めた累次の法改正）

## (2) 刑法典と被害者

- ・量刑の基本原則（46条）
- ・加害者・被害者和解（Täter-Opfer-Ausgleich）・損害回復（Schadenswiedergutmachung）（46条a）

## (3) 刑事訴訟法と被害者

- ・起訴法定主義（152条1項）との関係
  - ・刑訴法に規定されている不起訴処分として、行為により生じた損害の支払い（153条a第1項1文）、慈善団体または国庫への金銭の納付（同項2文）、慈善事業の実施（同項3文）、被害者との和解を真摯に取り組み、行為により生じた損害の全部または大部分の償いや損害賠償の履行（同項5文）、社会訓練プログラムへの参加（同項6文）、精神医学的・心理療法的・社会療法的ケアの受診（同項8文）、加害者・被害者和解成立の調査義務（155条a）とその履行（155条b）等がある。
- ・事案の真相解明との関係
  - ・被害者証人による犯罪により生じた影響を供述する機会の確保（69条2項2文）
- ・公判手続への参加との関係（刑事訴訟法第5編「被害者の手続への参加（Beteiligung des Verletzten am Verfahren）」）
  - ・「被害者」の定義（373条b）
  - ・私訴（Privatklage. 374条以下）
    - ・住居侵入罪、侮辱罪等の被害者が私訴を提起できるものであるが、実務上、ほとんど利用されていない。
  - ・訴訟参加（Nebenklage. 395条以下）
    - ・性的自己決定権に対する犯罪、故殺、謀殺、傷害、人身売買、売春強要といった犯罪等の被害者（証人として取調べを受ける場合も含む）が、公訴の提起前から、訴訟主体として、検察官の訴訟行為と独立して、在廷権、裁判官・鑑定人の忌避申立権、被告人・証人・鑑定人への質問権、弁論の権利、上訴権等を行行使することができる。実務上、訴訟参加は私訴及び附帯私訴と比べ頻繁に活用されており、その理由は、公判手続への主体的な参加のためであれば、証拠閲覧により民事訴訟の準備行為にあるといわれている。
  - ・附帯私訴手続（Adhäsionsverfahren. 403条以下）
    - ・刑事裁判所が有罪判決の基礎となった行為により生じた民事上の損害賠償について判決を言い渡すことができるが、いわゆる赤い本に類似する損害賠償額の算定基準表

<sup>2</sup> Erstes Gesetz zur Verbesserung der Stellung des Verletzten im Strafverfahren (Opferschutzgesetz) vom 18. Dezember 1986, BGBl. I. S. 2496.

(Schadensersatzabelle)が存在するものの、実務では、刑事裁判官が民事上の判断を躊躇する等の理由から、附帯私訴を活用させようとする立法者意思に反して、ほとんど利用されていない。

- その他の被害者の権限
  - 刑事手続の推移の通知 (406 条 d)、弁護士による証拠閲覧 (406 条 e)、弁護士の付添い (406 条 f)、被害者証人の取調べにおける心理カウンセラーの付添い (406 条 g)、訴訟参加の権限を有する被害者への弁護士の付添い (406 条 h)、刑事手続内における権限の被害者への告知 (406 条 i)、刑事手続外における権限 (社会保障法典に基づく補償の請求権、被害者支援団体による支援を受けることのできる権利等) の被害者への告知 (406 条 j) 等
- 被害者保護立法と学説
  - 一連の被害者保護立法により刑事手続における被害者の権利権限が拡充されてきたが、学説においては、特に訴訟参加との関係で、被疑者・被告人の権利、とりわけ、公正な裁判を受ける権利の侵害、無罪推定の原則との抵触、職権主義の刑事訴訟が当事者主義化するのではないかといった懸念が示されている。とはいえ、被害者が司法の一機関である弁護士を選任することで、基本法及び刑事訴訟法の予定する枠内での権利権限の行使を担保する側面もあろう。

#### (4) 社会保障法典 14 編<sup>3</sup>

- 暴力犯罪の被害者の補償に関する法律<sup>4</sup>は、福祉国家的な理念に基づき、故意の違法な暴力的な犯罪行為の被害者等に補償を受ける請求権を保障し、国家による年金支給に基づく長期にわたる安定的かつ包括的な経済的支援を行ってきた。
- 同法は、国家は犯罪を予防する義務がありながらも、主権の及ぶ領土内において犯罪が発生したことを理由として、国家が被害者に対する補償を行うものであり、補償法に基づく具体的な施策は、戦争犠牲者に対する社会福祉的な措置と類似しているとして、戦争犠牲者への支給に関する法律<sup>5</sup>の規定を準用して行われていた。
- 同法は、2024 年 1 月 1 日より、社会保障法典 14 編に組み込まれ、同法典 14 編に基づく給付が行われている。

#### (5) 犯罪被害者の民事上の請求を保護する法律<sup>6</sup>

- 世間の耳目を集める事件等の加害者は、犯罪行為等を手記として出版する等して、マス・メディアに対して債権を得ることがある。被害者にとっては、犯罪被害が公になり二次被害を受け、加害者が犯罪行為により利益を得ることになるから、白い環は、その債権を被害者の損害回復に充てるべきと主張してきた。
- 同法は、被害者がこの債権に法定質権を設定する方法で、優先的に損害を回復することを

<sup>3</sup> Gesetz zur Regelung des Sozialen Entschädigungsrechts vom 12. Dezember 2019, BgBl. I., S. 2652.

<sup>4</sup> Gesetz über die Entschädigung für Opfer von Gewalttaten (OEG) vom 11. Mai 1976, BGBl. I. S. 1181.

<sup>5</sup> Gesetz über die Versorgung der Opfer des Kriegs (Bundesversorgungsgesetz -BVG) vom 22. Januar 1982, BGBl. I, S. 21.

<sup>6</sup> Gesetz zur Sicherung der zivilrechtlichen Ansprüche der Opfer von Straftaten (Opferanspruchssicherungsgesetz - OASG) vom 8. Mai 1998, BGBl. I S. 905.

内容としている（このような現象は、私選弁護人が弁護報酬に充てるためともいわれている<sup>7</sup>。また、同法の法的性格については、法感情に反するものの規制か被害者保護立法かという議論もある）。

### 3 ドイツの被害者支援団体

#### (1) 白い環 (Weisser Ring)

- ・1976年に17名のメンバーにより設立された（その1人は、ドイツ第2国営放送（ZDF）のテレビ番組（Aktenzeichen XY... ungelöst）の司会者（Eduard Zimmermann）であった。なお、この番組は、未解決事件の捜査にあたる警察官のインタビュー、その事件のドラマ化とその後の情報提供の呼びかけからなるもので、視聴者の情報提供により事件が解決することもあるようである）。
- ・会員数は、約41,000人である（篤志の支援者である名誉会員（約2,700人）も含む。典型的な会員像は、退職者・年金生活者、子育てに一段落した者、被害者支援に理解のある者）。
- ・活動内容は、（犯罪の種類を限定せず、かつ被害届、告訴の提出と関係なく）被害者に対する被害直後からの人的な支援である（例えば、直接面会、オンライン面会、官公庁等の機関との折衝（ないしは同席）、証人尋問、傍聴等への付添い等。白い環は、被害者支援に携わる会員には専門的知識が要求される支援を行うことを禁じ、専門家につなぐことを義務付けている）。
- ・さらに、被害及び被害者に対する研究成果の公表、立法機関等への立法促進活動、広報活動（犯罪予防も含む）、ストーキング対策アプリの開発等も行っている。
- ・収支（2022年度）
  - ・収入総額は、21.509.706,79€（約35億608万円）。うち、会員の分担（1.710.672,21€。約2億7884万円）。会員の会費は月額2,50€（408円）。夫婦で会員の場合は、月額3,75€（611円）、学生等は、1,25€（204円）。1€=163円で計算）、寄付（5.190.717,7522€。約8億4608万円）、罰金刑の引当金（1.846.813,74€。約3億103万円）等
  - ・支出総額は、21.019.810,32€（約34億2623万円）。うち、支援活動（7.888.904,24€。約1億2859万円）、人件費（7.166.303,55€。11億6810万円）等

#### (2) その他の被害者支援団体

- ・様々な被害者の存在の認知とそれに対する支援の広がり
- ・連邦司法省のポータルサイト（Hilfe Info）<sup>8</sup>
  - ・支援団体のデータベース（被害内容、性別、住所・居所等の郵便番号を入力すると、該当する支援団体が紹介される）
  - ・犯罪被害後に受ける被害者の二次被害等の紹介
  - ・被害者の権利の紹介
- ・近年では、特定の犯罪現象及び被害者に特化した支援を行う団体（自助グループも含む）も増加している（例えば、従前からあった性暴力、児童虐待、家庭内暴力のほか、男性の性暴力被害者、ネット上での青少年犯罪被害者等）。
- ・連邦全土での支援を行う被害者支援団体（例えば、白い環）、各州・各都市に限定した範囲で支援を行う被害者支援団体、州・市等の公的機関と連携した支援を行う被害者支援

<sup>7</sup> Volk/Engländer, Grundkurs StPO, 8. Aufl. 2013, §39 Rn. 48.

<sup>8</sup> [https://www.hilfe-info.de/Webs/hilfeinfo/DE/Home/home\\_node.html](https://www.hilfe-info.de/Webs/hilfeinfo/DE/Home/home_node.html)

団体もある（例えば、ベルリン市には多種多様な被害者支援団体があり、その多くは市の財政的支援を受ける等して、市と連携したきめ細かな支援を行っている）。他方で、旧東独地域等のように、被害者支援団体による支援の提供体制が十分ではないところもある。

### (3) 社会状況の変化と被害者支援団体の課題

- ・社会のデジタル化（インターネット環境にない被害者やスマートフォンを所有していない被害者の支援団体等へのアクセス可能性の確保）
- ・高齢化社会（高齢の犯罪被害者の被害者支援団体等へのアクセス可能性の確保。ドイツに長く住む者であれば、白い環の存在は認知されているか）
- ・被害者支援団体の支援員の高齢化と人員の減少（白い環は、積極的な広報活動の他、家族・親族等に入会を勧めたりしているようである）
- ・多様な価値観の尊重、外国人の増加と支援員の外国語能力の滋養（被害者が外国人である場合の文化・風習、言語等の壁。例えば、前記連邦司法省のポータルサイトや被害者支援団体の中には、多言語によるサイトやパンフレットを準備しているところも多い）

## 4 むすびにかえて

### (1) ドイツの状況

- ・EU法における被害者施策の理念の実現
- ・刑事手続への関与の拡充と被疑者・被告人の権利
- ・被害者支援の充実と厳罰化・重罰化

### (2) わが国の課題

- ・死刑の存廃と被害者
- ・立替払制度の導入、罰金刑の引当金、特別税
- ・犯罪被害者等支援弁護士制度の創設にかかる綜合法律支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第19号）の成立に伴う弁護士の役割の重要性

## 参考

### 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び累次の犯罪被害者等基本計画

- ・基本理念、国・地方公共団体の責務、国民の責務
- ・基本的施策の内容及び犯罪被害者の権利
  - ・相談及び情報の提供等（11条）
  - ・損害賠償の請求についての援助等（12条）
  - ・給付金の支給に係る制度の充実等（13条）
  - ・保健医療サービス及び福祉サービスの提供（14条）
  - ・安全の確保（15条）
  - ・居住の安定（16条）
  - ・雇用の安定（17条）

- ・刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（18条）
- ・保護、捜査、公判等の過程における配慮等（19条）
- ・民間の団体に対する援助（22条）

犯罪被害者等施策の一層の推進について（令和5年6月6日、犯罪被害者等施策推進会議決定）

犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会取りまとめ（令和6年4月）

地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会取りまとめ（令和6年4月）

## 略 歴

氏 名 滝沢 誠 (たきざわ まこと)

## 略 歴

昭和 48 年 東京都生まれ  
平成 7 年 中央大学法学部政治学科卒業  
平成 9 年 中央大学大学院法学研究科博士前期課程修了  
平成 16 年 中央大学大学院法学研究科博士後期課程修了 (博士 (法学))  
平成 16 年 獨協大学法学部法律学科専任講師  
平成 21 年 専修大学大学院法務研究科准教授  
平成 27 年 専修大学大学院法務研究科教授  
平成 29 年 中央大学大学院法務研究科教授

## 所属学協会

日本刑法学会、日本被害者学会 (平成 25 年 6 月～理事)、警察政策学会 (令和 3 年 7 月～理事)

## 社会貢献活動

令和 2 年 1 月～ 公益財団法人日弁連法務研究財団法科大学院認証評価事業評価員  
令和 3 年 5 月～ 犯罪被害者等施策推進会議専門委員  
令和 5 年 8 月～令和 6 年 4 月 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会座長